

「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」

(平成30年3月30日改正・消防危第44号)より抜粋

給油取扱所等の単独荷卸しに係る教育訓練

1. 教育訓練の実施主体

運送事業者(自ら単独荷卸しを行う運送業者を除く。)は、石油供給者の構築した単独荷卸しの仕組みに基づき、また、自ら単独荷卸しを行う運送業者は、自ら構築した単独荷卸しに係る仕組みに基づき、それぞれ適切に、乗務員及び運行管理者に対して教育訓練を実施するものであること。

また、給油取扱所等の所有者等は、石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組みに基づき、適切に、当該給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員に対して教育訓練を実施するものであること。

2. 教育内容

(1) 一般的事項

- ア 単独荷卸しの仕組み
- イ 給油取扱所等の施設・設備の構造について
 - (ア) コンタミ防止装置
 - (イ) 過剰注入防止設備
 - (ウ) タンク貯蔵量表示装置
 - (エ) 照明設備
 - (オ) 防災設備
 - (カ) タンク注入口の識別方法
- ウ 単独荷卸しの作業手順について
- エ 異常時の対応方法について

(2) 個々の給油取扱所等に係る事項

- ア 移動タンク貯蔵所の停車・作業場所
- イ 移動タンク貯蔵所の停車・作業場所付近の道路状況(非営業又は非作業中における単独荷卸しにおいて、移動タンク貯蔵所の停車・作業場所付近の交通状況、給油取扱所等周辺の地勢等)
- ウ 給油取扱所必要資機材の配置図等(給油取扱所等の防災設備等の配置位置等)

3. 訓練内容

(1) 単独荷卸し作業訓練(模擬設備あるいは給油取扱所等の施設)

(2) 災害時の対応訓練

- ア 消化器の使用方法(オイルバン等の油火災を実際に消火する。)
- イ 乾燥砂等、油吸着剤等による漏えい拡大防止方法
- ウ 災害時における消防機関等への通報要領(単独荷卸し先の給油取扱所等名、住所)

等を正確に通報できるようにする。)

エ 単独荷卸し作業異常時の対応(過剰注入防止設備の作動時、コンタミ防止装置の異常作動時等の対処)

4. 教育訓練の対象、内容、時期及び周期

(1) 単独荷卸しをはじめて行う場合の教育訓練

対 象	内 容	時 期
はじめて単独荷卸しを行う乗務員	上記2及び3の教育訓練	単独荷卸し業務を行う前に実施

(2) 単独荷卸し方式、給油取扱所等の対象が変わった場合の教育訓練

対 象	内 容	時 期
単独荷卸しの経験はあるが、これまでに経験のない方式による単独荷卸しを行う乗務員	上記2(1)、3(1)及び(2)エの教育訓練	単独荷卸し業務を行う前に実施
同一方式の単独荷卸しの経験はあるが、当該給油取扱所等においてはじめて単独荷卸しを行うこととなる乗務員	上記2(2)、 <u>3(1)並びに(2)ウ及びエ</u> の教育	単独荷卸し業務を行う前に実施

(3) 定期に実施する技能の水準を確保するための教育訓練

対 象	内 容	時 期	周 期
単独荷卸し業務に従事している乗務員	上記2(1)及び <u>3</u> の教育訓練	運行管理者が立案する年間計画による時期	3年に1回以上実施
<u>単独荷卸しを行う運送事業者の運行管理者</u>	上記2の教育	<u>石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が立案する年間計画による時期</u>	<u>3年に1回以上実施</u>
<u>単独荷卸しが行われる給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員</u>	上記2の教育	<u>石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が立案する年間計画による時期</u>	<u>3年に1回以上実施</u>

※___下線部分が今回の改正により拡充・設定された箇所となります。

※ここでいう「運行管理者」とは、運送業者の単独荷卸しについて責任を有する者をいい、貨物自動車運送事業法第18条第1項に規定される運行管理者を指すものではありません。